

2022年9月9日  
富国生命保険相互会社

### 新型コロナウイルス感染症のみなし入院による入院給付金支払対象等について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）では、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまが、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関が満床等の理由で入院できず、病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において入院と同等の療養を受けた場合（以下「みなし入院」といいます。）、その療養期間に関する医療機関や保健所等が発行する証明書などをご提出いただくことで、入院給付金等をお支払いすることとしております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に関して、全ての医師が全ての患者の発生について保健所へ届出を行うこととする従来の取扱い（全数把握）を見直し、2022年9月26日から全国一律で発生届の対象を重症化リスクの高い方々に限定するとの方針が示されました。この方針を受けて、当社におきましても、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」による入院給付金等の支払対象を以下の通りといたします。

2022年9月25日までの取扱い	2022年9月26日以降の取扱い
新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関が満床等の理由で入院できず、病院などと同等とみなされる臨時施設等または自宅において、入院と同等の療養を受けた方	発生届の対象となる以下の方々 ・65歳以上の方 ・入院を要する方 ・重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、または、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な方 ・妊婦の方

2022年9月26日以降の取扱いに関し、ご提出いただく書類などの詳細については、今後、改めてお知らせいたします。

上記につきまして、ご不明な点などございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

**【問い合わせ先】** フコク生命お客さまセンター 電話：0120-259-817  
**【受付時間】** 平日 午前9時から午後5時（12月30日から1月3日を除く）

以上